

平成30年第5回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成30年8月8日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 荒川 泰宏
17 番 立入三千男	

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

出席した事務局職員の氏名

事務局 長 瀬川 俊英

事務局 次長 遠藤 総一郎

書 記 吉川 加代子

書 記 坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 議席の一部変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 発議第3号

(弁明書について(案))

提出理由説明、質疑、討論、採決

第5 議会改革推進特別委員会委員の選任について

諸般の報告

開議 午後 1 時 0 0 分

## 議事の経過

(開会)

○議長(矢野隆行君) (午後 1 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。暑い中大変ご苦労さまでございます。

ただいまから平成 3 0 年第 5 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。出席議員は 1 7 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

(日程第 1)

○議長(矢野隆行君) 日程第 1、議席の一部変更を行います。

議員の失職に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部変更をいたします。

変更後の議席は、既に配付済みの議席表のとおりでございます。

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 0 1 分 休憩)

(午後 1 時 0 2 分 再開)

(日程第 2)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 2 番、山崎敦志議員、第 3 番、長谷川崇朗議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長(矢野隆行君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

(日程第 4)

○議長（矢野隆行君） 日程第4、発議第3号弁明書について（案）を議題といたします。

それでは、第13番、工藤義明議員他1名の賛成者から提出されました発議書は既に配付したとおりであります。

発議第3号弁明書について（案）について、提出者の説明を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 皆さん、改めましてこんにちは。第13番、工藤義明です。

私の方から発議第3号弁明書（案）について、提案理由を説明いたします。

まず、これまでの経過について簡単にご説明申し上げます。

本年3月22日の平成30年第1回市議会定例会におきまして、北村五十鈴議員の被選挙権の有無についての資格決定要求書が提出されたことにより、市議会に資格審査特別委員会が設置され、審議が付託されたところであります。また、同委員会は、第2回市議会臨時会での議決により、地方自治法第100条の規定に基づく調査権限が付与され、同委員会で調査を進めた結果、同議員は、現在は被選挙権を有しているが、就任（選挙）当時またはその後において被選挙権を有しない事実があった者となり、被選挙権を有しない者に該当することを委員会では全会一致で決定され、6月28日の第3回市議会定例会で資格審査特別委員会での調査報告に基づく資格決定において、同議員は被選挙権を有しないことを賛成多数で決定されたところであり、議員資格を失うこととなりました。

その後、7月6日付で、同元議員は、滋賀県知事に審査申し立てされ、滋賀県においては自治紛争処理委員が任命され、7月20日付で滋賀県自治紛争処理委員代表自治紛争処理委員から本市議会議長に対して弁明書の提出を求められたところであります。ちなみに、提出期限は再設定され、8月13日とされているところであります。

この弁明書の作成につきましては、必要な予算を7月25日の第4回市議会臨時議会でお認めいただき、弁護士の支援を受けながら、資格審査特別委員会の委員長であった私、工藤と、副委員長であった山崎議員、正副議長により作成を進め、このたび弁明書を作成いたしましたので、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

次に、弁明書の朗読をもって説明いたします。

滋賀自治紛争第2号野洲市議会議員資格決定処分に対する審査申し立て事件。審査申立人、北村五十鈴。処分庁、野洲市議会。弁明書。平成30年8月8日。滋賀県自治紛争処理委員代表自治紛争処理委員、北村和生様。処分庁、野洲市議会議長、矢野隆行。

記。第1、審査申し立ての趣旨に対する弁明。本件審査申し立てを棄却するとの裁決を求める。第2、審査申し立ての理由に対する弁明。審査申し立ての理由①から③まではいずれも争う。その詳細は、後記第4のとおりである。第3、処分内容及び理由。1、処分の内容。地方自治法第127条により、平成30年6月28日付で野洲市議会が行った審査申立人が野洲市議会議員の被選挙権を有しないとした決定。2、処分の理由。野洲市議会が平成30年6月28日に議決した資格決定書に記載の理由のとおりである。これは別紙1とします。第4、審査申し立ての理由に対する反論。

1、居住実態がないとする市民から提出された文書は、野洲市議会の矢野議長による虚偽の告発文書であり、かつ当該文書は無効であるとする主張について。(1)審査申立人は、野洲市議会による本件処分が野洲市民4名による連署文書が平成30年2月1日に野洲市議会矢野議長宛てに郵送されたのが契機であるが、この告発文書は矢野議長による自作自演のものであり虚偽の内容であると共に、違法に作成されたもので当該文書は無効であるから、それを契機とされた本件処分も違法である旨主張している。(2)野洲市議会矢野議長宛てに野洲市民4名の連署による平成30年2月1日付の文書が郵送され、同文書に審査申立人が野洲市内に生活実態がなく、議員資格がない疑いがあるので、確認の上厳正な対応をお願いする旨の内容が記載されていたことは認める。ただし、同文書はその後1人の署名人から撤回したい旨の申し出が野洲市議会にあったが、ほかの3人からの撤回の申し出はなかった。(3)本件文書の郵送に先立ち、当該市民からどのような形式で作成し、どのように提出したらいいのかといった問い合わせが矢野議長にあったため、当該文書に作成すべき内容や提出方法について指導した事実はある。ただし、虚偽の事実を記載するよう指導した事実はなく、文書の作成の指導についても議員としての通常の活動に属するものであるから、違法、無効となるものでないことは明らかである。(4)なお、本件文書が契機となったことは認めるものの、審査申立人の被選挙権の有無については平成30年2月20日及び同月27日の両日にわたって、野洲市議会の全員協議会でその扱いを協議し、審査申立人からもその居住実態についての説明を受けた上で、橋俊明議員から上記3名の文書作成者からの事情聴取を踏まえた上で審査申立人の被選挙権の有無について調査の必要があるとして、同年3月22日開催の平成30年第1回野洲市議会定例会に資格決定要求書が提出、発案され、これを受けて資格審査特別委員会が設置されたものであり、その手続に何らの瑕疵はない。(5)さらに付言すると、本件文書については、矢野議長による自作自演のもので虚偽の内容のものであるという審査申立人と同様の趣旨で、野洲市

民から野洲市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく政治倫理審査会の設置及び委員の選出の審査請求がされ、野洲市議会において政治倫理審査会の設置の可否について審査された。その審査の際、本件文書の作成名義人2名から直接本件文書の作成経過について説明を受けているが、その結果、本件文書はいずれも作成名義人の本意によるものであって、本件文書が矢野議長による自作自演のもので内容虚偽の文書という申し立て事実が認められないことが明らかになったので、平成30年7月18日付で却下されている。

2、資格審査対象期間の中で示された証拠書類の証拠能力が不十分であるとの主張について。(1)審査申立人の主張はわかりにくいところがあるが、その言わんとするところは、審査申立人の議員資格を調査するとしても審査申立人が議員に就任した平成29年11月1日から告発文書が提出された平成30年2月1日までの期間の生活実態についてのみ調査すべきであったのに、任期前の生活実態をも調査、考慮しているのは、違法あるいは不当としているようである。(2)しかし、地方自治法第127条による被選挙権を有しない者とは、被選挙権を有することが議員になるための要件であるとともに、議員の資格を維持するための要件であるから、議員の就任選挙当初から引き続き現在まで被選挙権を有していない者、議員就任後に被選挙権を失い現在これを有していない事実がある者、及び現在は被選挙権を有しているが就任当時またはその後において被選挙権を有していない者はいずれも被選挙権を有しない者に該当するものである。したがって、審査申立人の被選挙権の有無の判断は、平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に当選した者として議員資格を有しているとされるのであるから、公職選挙法第9条第2項により、当該選挙の告示前3カ月の間、引き続き野洲市内に住所を有する者でなければならないから、当選後においても引き続き同市内に継続して住所を有する者でなければならないから、その間の被選挙権の有無について判断することは当然であり、この件についての審査申立人の主張は誤りである。なお、前記期間について、審査申立人に被選挙権があるか否かを判断するにあたり、その判断に必要な限り当該期間以前の審査申立人の生活状況、移転経緯を調査することは当然であり、調査が前記期間の事実に限られるものではない。

3、資格審査特別委員会の開催回数、内容、調査の公平性等に異議があり、結論も推測の域を超えないとの主張について。(1)審査申立人は、野洲市議会の資格審査特別委員会の開催回数が6回と少なく、その期間も3カ月と短期間で調査を終えており、不十分である旨主張している。(2)なるほど、資格審査特別委員会の開催回数は6回であり、その期間も第1回委員会が平成30年3月22日で、調査報告書を野洲市議会に提出したのは同

年6月20日であったことは間違いない。ただし、資格審査特別委員会としては十分な調査と検討に基づき、野洲市議会に結論及び理由を報告するに十分な段階に至ったとして報告したもので、委員会の回数や期間のみで調査が不十分であったと言えないことは自明のことである。なお、資格審査委員会では、前記6回の委員会の他にも5回にわたって委員協議を行って検討していたことを指摘しておく。(3)審査申立人は、審査申立人の自宅である西河原マンションの現場視察をしていないこと、審査申立人の居住実態を明らかにする野洲市内の住民や店舗、団体から提出された証拠資料を十分検討していないこと、資格審査委員会において審査申立人の弁明の機会が一度も与えられなかったこと、さらには下着の数を質問するなど不適當な質問をしたことを不当と主張している。(4)しかし、資格審査特別委員会が西河原マンションの現地調査をしなかったのは事実であるが、それは審査申立人が平成30年2月に居住実態が問題となって以降は当該マンションに常時いるようにしていたとの証言があり、水光熱費の調査結果によっても同月以降は日常生活を同所でしていたと認められたので、あえて審査申立人が同日以降に西河原マンションに居住していることを確認するためだけに現地調査する必要を認めなかったからである。(5)審査申立人から資格審査委員会に提出された住民や店舗等からの報告書についても十分に検討しているが、これらの報告書は資格決定の理由第4の4の(8)に記載しているとおおり、抽象的、概括的なもので具体性に欠け、報告事実の対象時期等も明らかでなかったから、これらを生活の本拠の認定の根拠となる資料としての価値は乏しいと判断したものである。(6)審査申立人が資格審査委員会において弁明の機会が与えられなかったとの主張についても、そもそも橋俊明議員から同年3月22日開催の平成30年第1回野洲市議会定例会に資格決定要求書が提出、発案された際にも審査申立人は弁明の機会が与えられたが、この機会に弁明することはなかったし、資格審査委員会が第4回委員会において実施した審査申立人に対する証人調べの際にも最後に自由陳述の機会を与えて審査申立人の弁明ないしは生活の本拠に関する主張ができるようにしており、審査申立人の上記主張は失当である。(7)審査申立人は、平成29年7月ごろに胆のう摘出手術を受けたが、そのころは野洲市菖蒲にある友人宅で世話になっており、同所で寝食を共にしていたので、そのために西河原マンションの水道光熱費が少なかった旨主張しているが、資格審査委員会での証言内容とは異なっており、野洲市議会による本件処分がされてからのいわば後出しの主張であり、その信用性は乏しいと言わざるを得ない。すなわち、証人調べの際には、平成29年7月19日ごろに1週間ぐらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続し

て西河原マンションに起臥していたこと、公務やボランティア活動が忙しくて西河原マンションには寝て起きだけの生活がほとんどであった旨を証言していたものである。

4、以上のとおり、審査申立人の審査申し立て理由は、いずれも理由がないものであり、速やかに棄却されるべきである。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いをいたしまして、終わります。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 2 4 分 休憩）

（午後 1 時 2 4 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

工藤義明議員から一部訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

工藤義明議員、どうぞ。

○13番（工藤義明君） 先ほどの私の説明の文書を読むときに間違えたところがありましたので、訂正をさせていただきます。

読み上げるときの資格審査特別委員会と申し上げるべきところが資格審査委員会ということで、特別という言葉が数カ所抜けておりましたので、これを訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております発議第3号について質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第3号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号弁明書について（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席お願いいたします。

起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（矢野隆行君） 日程第5、議会改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

北村五十鈴氏の議員失職に伴い、議会改革推進特別委員会委員に1人欠員が生じております。

野洲市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、第16番、荒川康宏議員を議会改革推進特別委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、第16番、荒川康宏議員を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後1時29分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に現在欠員となっております議会改革推進特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。ただいま開催されました議会改革推進特別委員会において、副委員長が委員長になったことから、新たに副委員長の選出についても互選いただきました。

委員長等の選出結果を報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に第1番、東郷克己議員、副委員長に第11番、山本剛議員。

引き続き文教福祉常任委員会が開会され、委員長の互選が行われました。ただいま開催



されました文教福祉常任委員会において、副委員長が委員長になったことから、新たに副委員長の選出についても互選いただいたところであります。

委員長等の選出結果を報告いたします。

文教福祉常任委員会委員長に第15番、東郷正明議員、副委員長に第7番、津村俊二議員、以上のとおり決定いたしました。

なお、閉会中の去る7月23日に野洲市議会委員会条例第8条ただし書の規定により、議会運営委員会委員に第16番、荒川康宏議員を指名いたしましたので、報告いたします。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

なお、本日可決いただきました弁明書については、速やかに滋賀県自治紛争処理委員会代表自治紛争処理委員にお届けさせていただきます。

以上、平成30年第5回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午後2時03分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年8月8日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 山崎 敦志

署名議員 長谷川 崇朗